

令和 年 月 日

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易管理課 あて

住所
会社名
作成責任者

事情説明書

1. 事案の経緯（具体的な日付・数量・金額等、引き合いから事案発覚までの経緯が分かる情報を時系列で記載）
2. 事案の起きた原因
3. 事案の概要等（事後審査調査票（別添）を記載）
4. 添付資料
 - ① 組織図
 - ② 輸出の際に使用した書類の写し
（輸出契約書、当該貨物に関する発注・受注書、輸出申告書、輸出許可通知書、インボイス、B/L、Packing List、ワシントン条約に係る貨物の場合は CITES 等 実際に提出される書類名を記載してください。）
 - ③ その他
（出来上がった製品のどこに皮革が使われているのかわかるようなデザイン画や写真等、貨物や書類・情報のフロー図、エビデンス 等 実際に提出される書類名を記載してください。）

経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易管理課 あて

住所
会社名
作成責任者

事情説明書

1. 事案の経緯

(具体的な日付・数量・金額等、引き合いから事案発覚までの経緯が分かる情報を時系列で記載)

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇国〇〇〇社と皮革を使用した財布の委託加工契約を行う。

〇〇月〇〇日 〇〇国〇〇〇社へ皮革の一部と部材の輸出を行うため、通関業者から税関へ通関申告し、同日付けで許可された後、船積み・出港。

〇〇月〇〇日 〇〇国〇〇〇社へ残りの皮革の輸出を行うため、通関業者から税関へ通関申告し、同日付けで許可された後、船積み・出港。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 社内監査において、上記委託加工契約は契約の総価格が100万円を超えるため、経済産業大臣の承認が必要であったのではないかと問題となる。

〇〇月〇〇日 〇〇経済産業局へ自主通報を行う。

2. 事案の起きた原因

- 社内の輸出管理体制において関係法令を十分確認できる体制ではなかったため、社内に周知できてなかった。
- 〇〇営業部門の担当者は委託加工貿易を行う際、契約ごとではなく船積みごとの価格が100万円以下であれば承認申請が不要であると誤認していたため、承認を取らずに輸出してしまった。
- 委託加工貿易の輸出入手続きに関して〇〇営業部門の担当者任せとなっており、ダブルチェック等も行っていなかったため、輸出を終えるまで輸出承認が必要であることを気付かなかった。

なお、上記社内管理体制及び社内手続きの詳細については以下のとおり。

① 社内管理体制の状況

当社では平成〇〇年〇〇月〇〇日現在、輸出入の管理規程を制定しておらず、輸出管理の手続きは簡単なマニュアルはあるものの、社内での管理体制は不十分であった。

しかしながら、今回は社内監査において輸出承認が必要なのではないかと指摘を受け、自主通報を行うに至った。

② 当該輸出に関する社内手続

契約相手方〇〇〇社に革財布の材料となる皮革と部材を輸出する際は、担当の〇〇か

ら〇〇係長、〇〇課長、〇〇部長まで決裁をとっていたが、今回の輸出は材料の皮革の調達に時間を要し、2回に分けての船積みとなったため、輸出前に承認申請が必要であると誰も気がつかなかった。

担当者は契約ごとではなく船積みごとに100万円以下であれば輸出承認が不要であると思いこんでいたため、輸出承認申請の手続きを行わなかった。

3. 事案の概要等

事後審査調査票（別添）を参照。

4. 添付資料

① 組織図

② 輸出の際に使用した書類の写し

（輸出契約書、当該貨物に関する発注・受注書、輸出申告書、輸出許可通知書、インボイス、B/L、Packing List、ワシントン条約に係る貨物の場合は CITES 等 実際に提出される書類名を記載してください。）

③ その他

（出来上がった製品のどこに皮革が使われているのかわかるようなデザイン画や写真等、貨物や書類・情報のフロー図、エビデンス等 実際に提出される書類名を記載してください。）